

あなたの声で日本の法律・制度が変わる！

～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～



内閣府 地方分権改革推進室



本日のポイント

1 地方分権改革は、

権限移譲や規制緩和等を推進することで、

国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、

住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担えるようにする取組

2 「提案募集方式」は、

①地域が直面する課題解決のネックが国の制度である場合

②地方公共団体が内閣府に制度改正を提案※し、

(※対象：地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和)

③内閣府が地方公共団体に代わって各府省と折衝することで、

地方が使いやすい制度に改善し、地方創生に資する

→地方からのボトムアップにより国の制度を変えられる

⇒個性を活かし自立した地方の実現・住民サービスの向上

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

地方分権改革の位置づけ

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**地方創生における極めて重要なテーマ**である。

(令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抄))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各地方公共団体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)

「提案募集方式」(H26~)を活用し、各地方公共団体からの制度改正等に関する提案により **地域の課題を解決**。



住民サービスの向上等

1 地方分権改革の考え方と 提案募集方式の概要

地方分権改革のこれまでの歩み

内閣	主な経緯
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	H7.5 地方分権推進法成立
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(～H13.7) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告
小渕内閣 (H10. 7～H12. 4)	H11.7 地方分権一括法成立
森内閣 (H12. 4～H13. 4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)	
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)	4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)
安倍内閣 (H24. 12～R2. 9) (第2次、第3次、第4次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)
	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ
	H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)
	H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲)
	R元.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲)
	R2.6 第10次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市への権限移譲)
菅内閣 (R2. 9～)	R3.5 第11次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)

第1次分権改革

第2次分権改革

提案募集方式の導入

H 26
↓

4

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要（H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正）等

○機関委任事務制度（知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み）の廃止と事務の再構成

○国の関与の新しいルールの創設（国の関与の法定化等）

○権限移譲 例：農地転用（2～4ha）の許可権限（国→都道府県）

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

例：施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等（第2次・第3次・第4次一括法等）

（1）国から地方

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

（2）都道府県から市町村

例：①未熟児の訪問指導等（都道府県→市町村）、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定（都道府県→市町村）、③病院の開設許可（都道府県→指定都市）、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（都道府県→指定都市）

3. 国と地方の協議の場（H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立）



提案募集方式による取組（H26～、第5次～第11次一括法等）

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例：【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲（4ha超：国→都道府県）、新たな雇用対策の仕組み（地方版ハローワーク等）等

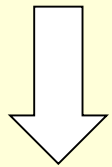
【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

地方分権改革のイメージ

【第1次改革】

H5 ~

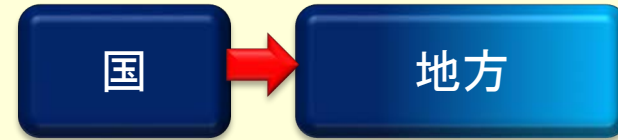


国と地方の関係を上下・主従関係から、対等・協力関係に
(縦から横へ)



【第2次改革】

H18~



＜国主導による改革＞

個別法令の見直しで、地方の裁量・決定権限を拡大
(地方に力を付与)

H26~

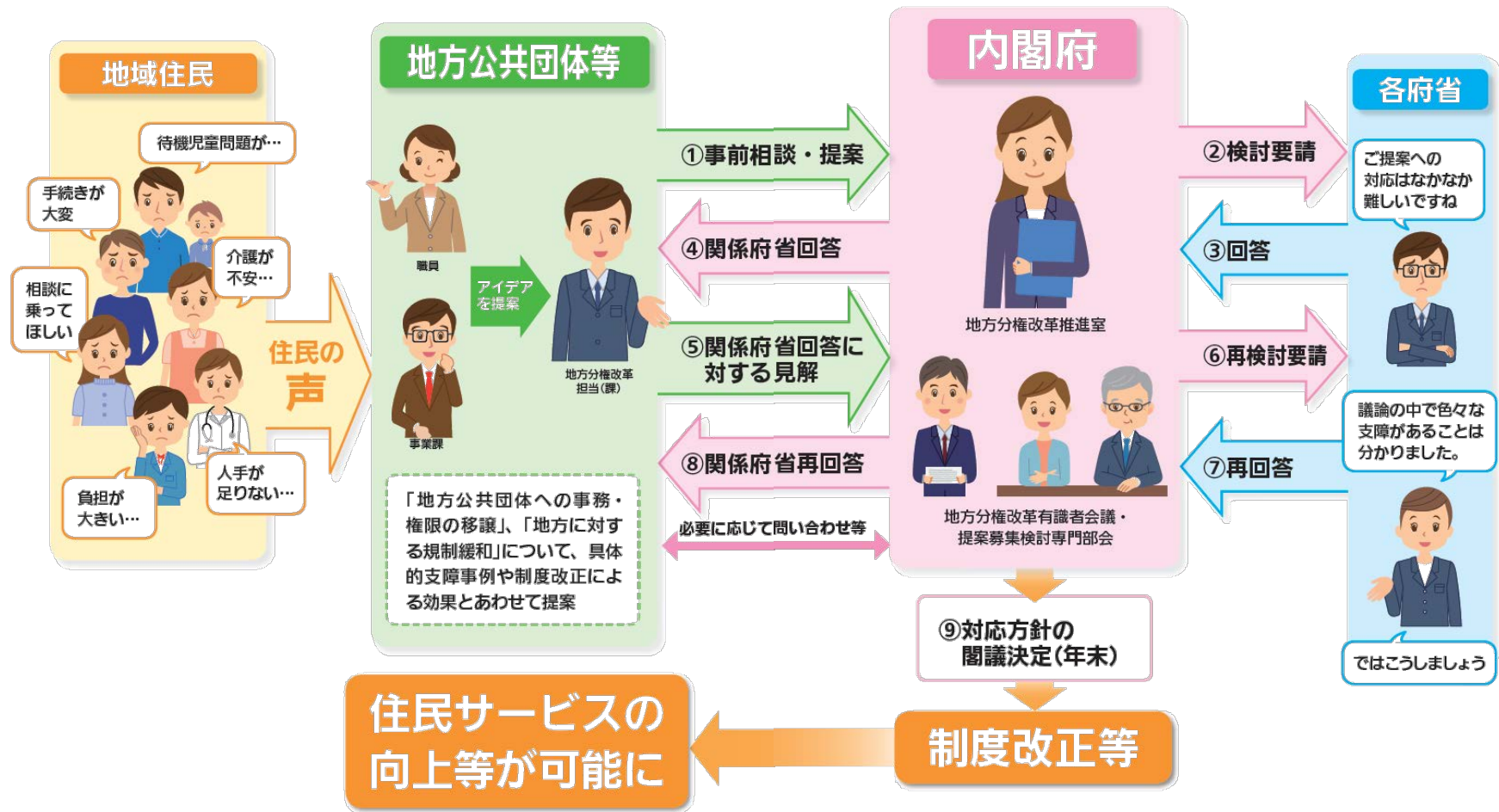


＜地方の発意に根ざした改革＞

提案募集方式の導入 (H26~) により、地方の発意で国の制度改革を推進
(地方が主役)

地方の提案により、豊かな住民生活につながる好循環

提案募集方式の概要



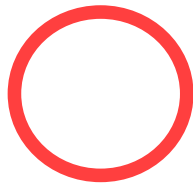
提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し～
→地方公共団体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～
→自分で思いつかなくても、他の地方公共団体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

提案募集方式の対象範囲



対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲（手挙げ方式）とする提案が可能

② 地方に対する規制緩和

（義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し）

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

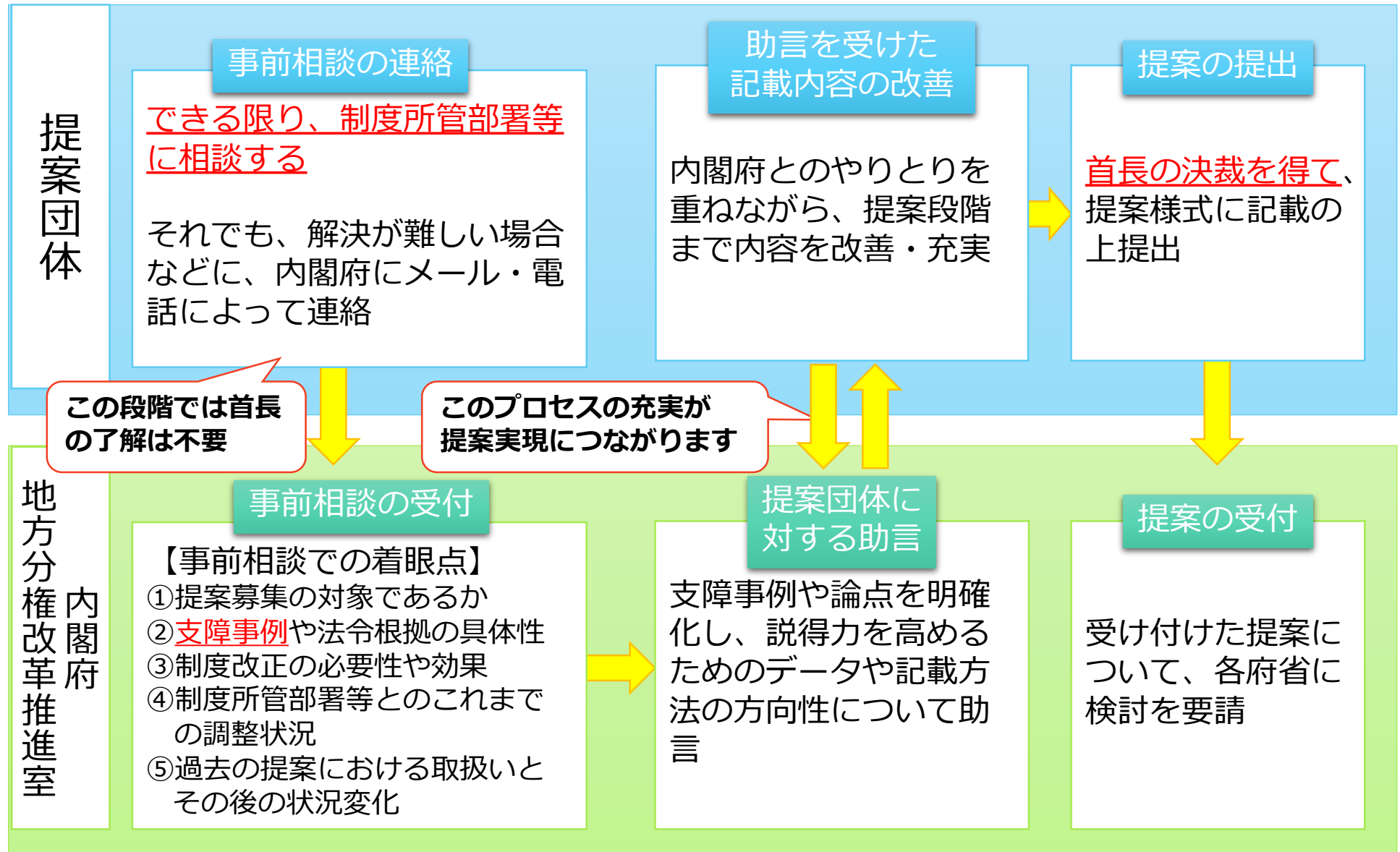
⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

提案募集方式の対象外となる提案について【補足】

「提案募集に関するよくある御質問」より

- (1) 国が直接執行する事業の運用改善 (例: 国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和) や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案 (例: 再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮) 等、権限移譲や地方公共団体の事務処理又はその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外。
ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府に要相談。
- (2) 国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であるため、税制調査会等で議論されているところであり、基本的には対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。
- (3) 地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。

事前相談から提案までの流れ



あなたと同じ、 地方公務員が相談にのります！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています

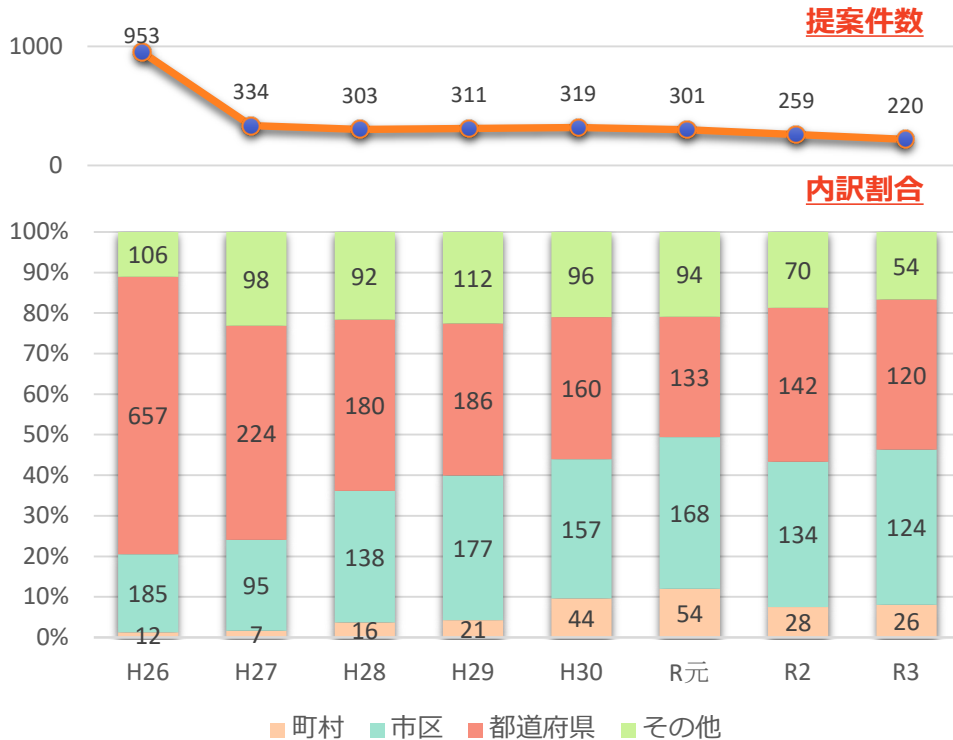
ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい。(令和3年4月時点)



過去8年間の提案件数・提案団体数の推移

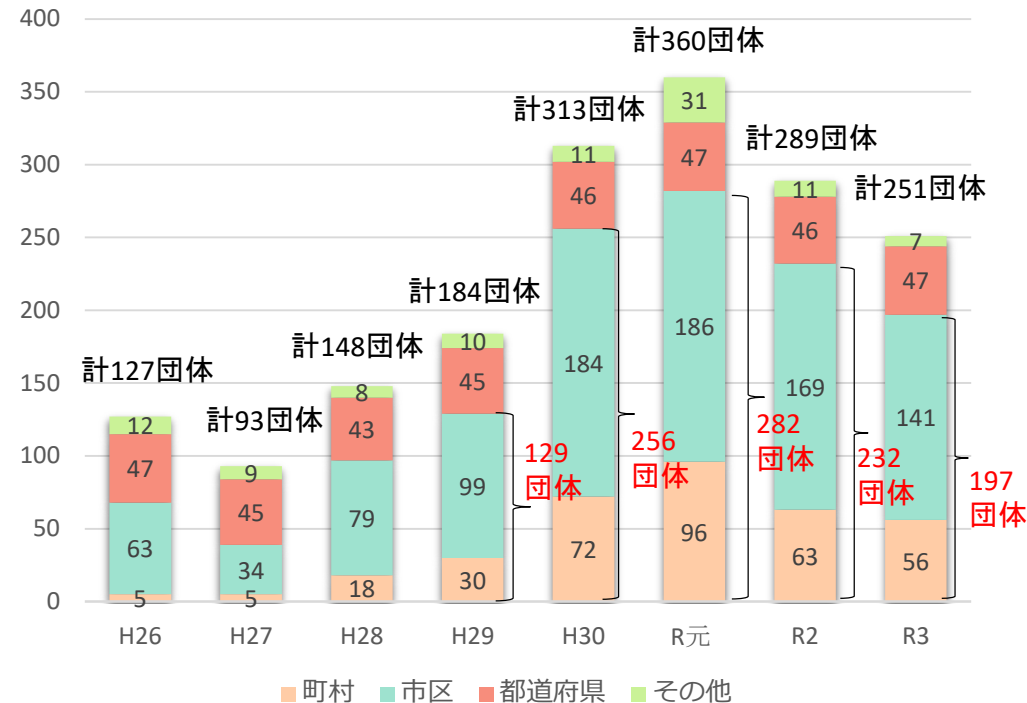
- 提案件数は、過去概ね300件台で推移してきたが、令和3年は220件となった。
- 提案を行った市区町村数は、増加傾向にあったが、令和3年は197団体となった。

提案件数（提案主体別）



※ 共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない

提案団体数（提案主体別）

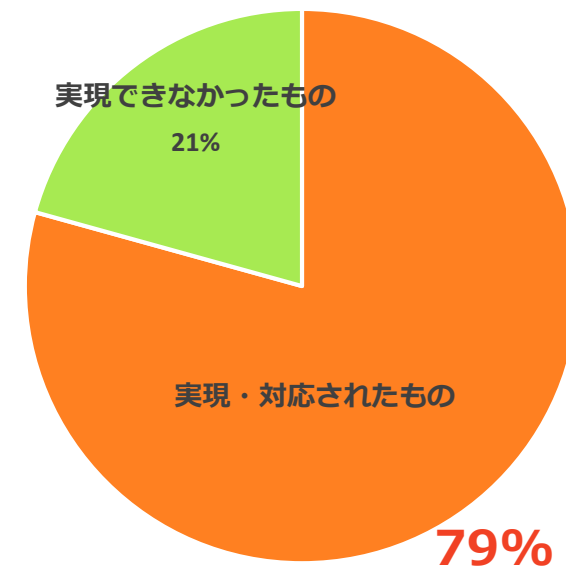


※平成27年から、九州地方知事会の構成団体を都道府県にもそれぞれ計上
 ※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区にもそれぞれ計上

地方からの提案に関する対応状況

年	(1) 提案 件数	(2) 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案					実現・対応 の 割合 c/e
		提案の趣旨 を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	
H26	953	263	78	341	194	535	63.7%
H27	334	124	42	166	62	228	72.8%
H28	303	116	34	150	46	196	76.5%
H29	311	157	29	186	21	207	89.9%
H30	319	145	23	168	20	188	89.4%
R元	301	140	20	160	18	178	89.9%
R2	259	142	15	157	11	168	93.5%
R3	220	145	2	147	13	160	91.9%
計	3,000	1,232	243	1,475	385	1,860	79.3%

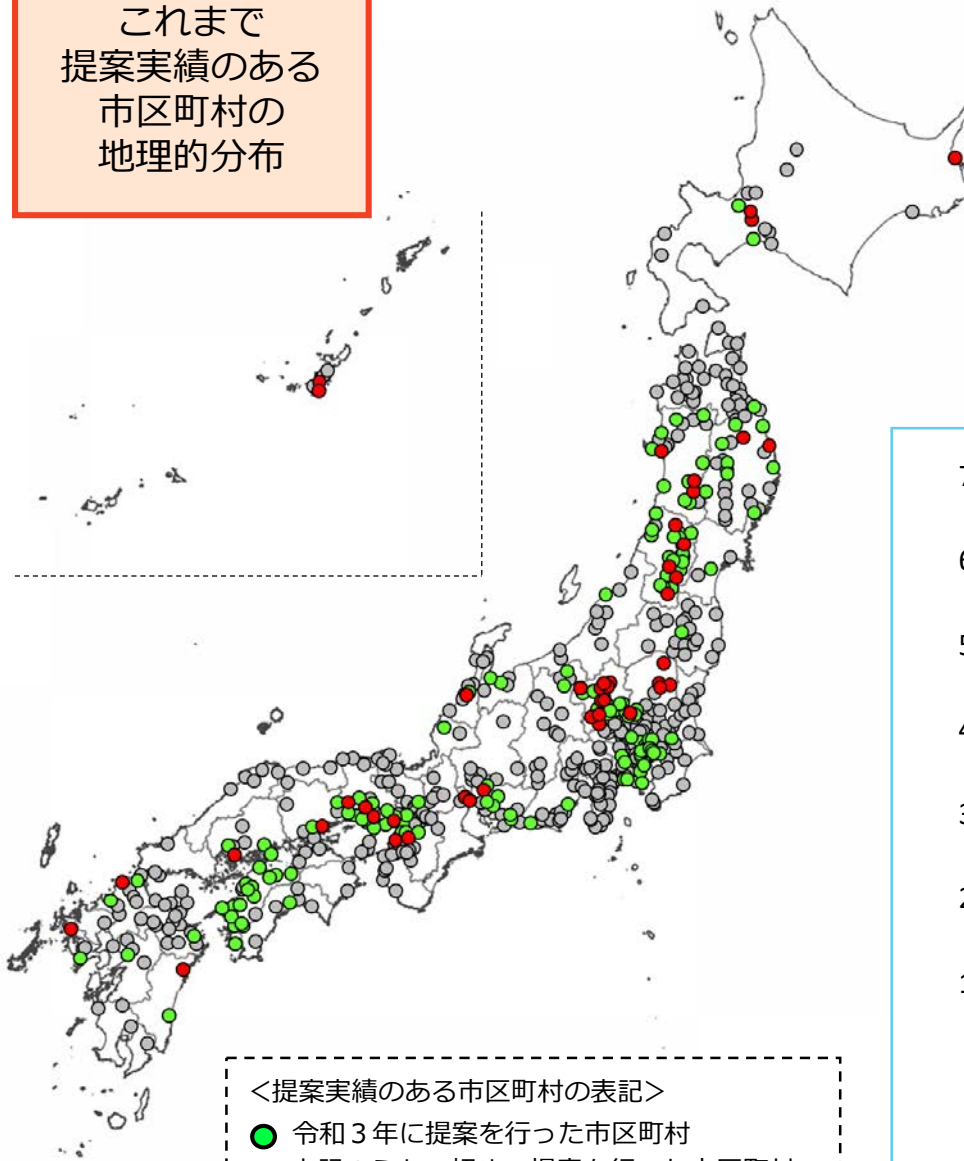
これまでの提案の実現・
対応の割合



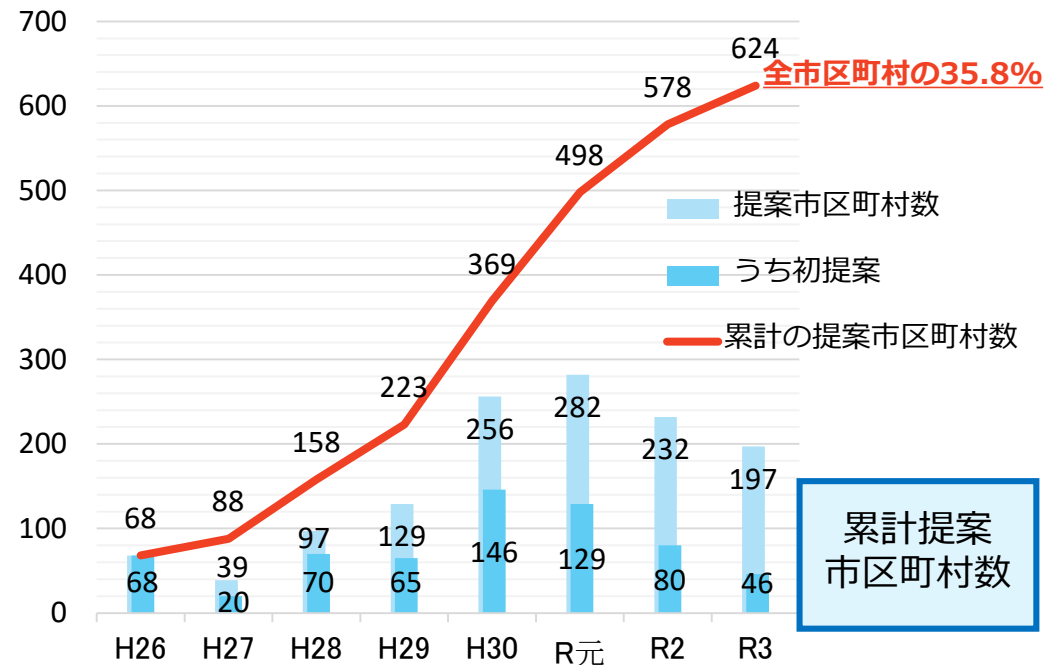
市区町村からの提案状況

令和3年の状況

これまで
提案実績のある
市区町村の
地理的分布



- ◆ 令和3年に提案を行った市区町村は197団体あり、そのうち、初めて提案を行った市町村は46団体(赤●)(25市16町5村)。
- ◆ 提案を行ったことのある市区町村数の累計は624に増加し、全市区町村の35.8%(624/1,741市区町村)となった。



累計提案
市区町村数

<提案実績のある市区町村の表記>

- 令和3年に提案を行った市区町村
- 上記のうち、初めて提案を行った市区町村
- 平成26年～令和2年に提案を行った市区町村

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区町村数に計上している。

都道府県別の提案実績のある市区町村割合（～R3年）

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市 区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	16	8.9%
青森県	40	34	85.0%
岩手県	33	27	81.8%
宮城県	35	3	8.6%
秋田県	25	20	80.0%
山形県	35	25	71.4%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	24	54.5%
栃木県	25	7	28.0%
群馬県	35	28	80.0%
埼玉県	63	48	76.2%
千葉県	54	13	24.1%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	26	78.8%
新潟県	30	11	36.7%
富山県	15	5	33.3%
石川県	19	10	52.6%
福井県	17	2	11.8%
山梨県	27	14	51.9%
長野県	77	15	19.5%
岐阜県	42	8	19.0%
静岡県	35	31	88.6%
愛知県	54	13	24.1%
三重県	29	5	17.2%

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市 区町村数 ②	提案割合 ②/①
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	23	88.5%
大阪府	43	15	34.9%
兵庫県	41	31	75.6%
奈良県	39	4	10.3%
和歌山県	30	10	33.3%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	4	21.1%
岡山県	27	5	18.5%
広島県	23	6	26.1%
山口県	19	4	21.1%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	3	17.6%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	7	20.6%
福岡県	60	8	13.3%
佐賀県	20	1	5.0%
長崎県	21	3	14.3%
熊本県	45	5	11.1%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	2	7.6%
鹿児島県	43	4	9.3%
沖縄県	41	6	14.6%

合計	1,741	624	35.8%
----	-------	-----	-------

※特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

提案募集の年間スケジュール

- 2月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（本年の提案募集の方針決定）
○事前相談・提案受付開始
- 5月中旬 ○事前相談受付終了
- 6月初旬 ○提案受付終了
- 6月初～中旬 ○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会
- 6月下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請
- 7月～8月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
- 9月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリングの状況等の報告）
○関係府省への再検討要請
- 10月 ○関係府省からのヒアリング
- 11月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）



提案に係る各種
相談は常に受け
付けています！

共同提案、追加共同提案のご案内

- 「共同提案」とは、複数の地方公共団体等が共同で提案を行うことです。
- 「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

	共同提案	追加共同提案
成立過程	各団体が独自に連携し複数団体で提案内容を考案し、共同で一の提案を提出して成立。 ※共同提案については、それぞれ対等な立場で共同して提案するものとして取り扱うため、提出の際は首長の了解が必要となります。	既に確定し提出された提案について、分権室の照会に回答して成立。 (提案の受付終了後のため、提案の考案はなし。あくまで賛同・補足を行うもの)
提案に対する関係府省の回答に対する見解の提出 (7月下旬～8月中下旬)	回答は必須 (主提案団体が代表して提出)	回答は任意
(重点事項の場合) 提案団体ヒアリングへの参加	あり (原則、主提案団体が代表で参加)	なし
照会期間	2月下旬～6月上旬 (早期事前相談：4月下旬～5月上旬)	6月上旬～6月中下旬

R2年からは内閣府へ4月上旬までにいただいた事前相談について、各団体に事前に情報提供を行っています。これらについて、補足的な支障事例等の提供や共同提案が行えないか、ぜひご検討をお願いします！

2 これまでの提案募集方式の成果事例について

<子育て・医療・福祉 編>

保育の時間帯に応じた保育士の配置要件の緩和

提案主体: 瑞穂市

従
来

保育所には保育士を常時2人以上
配置しなければならない



保育士2人

見
直
し

支障

朝・夕における保育士不足の慢性化と
保育士の業務負担増による離職が問題に

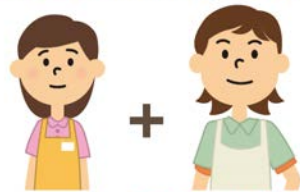


長時間預けたい人は
増えているのに、
保育士が足りない…

提
案
実
現
後

朝夕など児童が少数となる時間帯は、
保育士2人のうち1人は子育て支援員
研修を終了した者等に代替可能に

朝夕の保育士配置について特例



保育士 + 子育て支援員

効果

代替職員の配置が可能になるため、
保育士の負担減・離職防止につながる

待機児童の解消
子育てサービスの充実



職員が確保しやすくなるので
助かります！

提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等(のべ145団体)

従来

放課後児童クラブの従事者
(=放課後児童支援員)の資格と員数を
「**従うべき基準**」として規定

資格	保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位(概ね40人以下)ごとに2人以上

見直し

支障

放課後児童クラブのニーズは増加するものの、
地方では人材確保が難しい



提案実現後

地方の創意工夫を活かすために
「**従うべき基準**」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、
地域の実情に合った基準を
定められる



効果

- 市町村が適当と認めた方が
放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を
市町村自らが定めることができる

サービスの質を確保しながら、
地域の実情に応じた運営の工夫ができる

提案主体：鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

従
来

里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確

一時預かり事業の対象児童：
主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

支障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい



見
直
し

提
案
実
現
後

住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を**明確化**



効果

- 退所しなくても利用できることで、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなることで子育て世帯のニーズに対応



子育てしやすい社会の実現

提案主体: 萩市

従
来

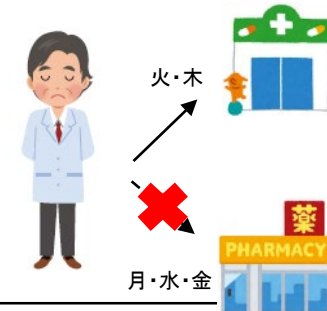
管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず、兼務要件も不明確



見直
し

支障

へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならない、住民には大きな負担



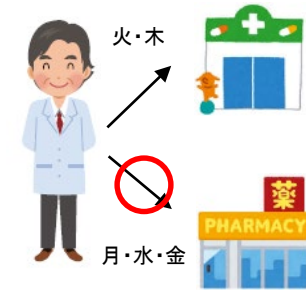
提
案
実
現
後

へき地や離島の管理薬剤師は
他の薬局の薬剤師を兼ねることができることを
明確化



効果

へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる



地域医療の継続に寄与

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

従
来

- 高額療養費の支給を申請する際、70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出しなければならない
- 一方で、70歳以上75歳未満の被保険者は、市区町村が条例等で別段の定めをすることで、手続の簡素化が可能

見
直
し

市区町村が条例等で別段の定めをすることで、70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に

支障

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容を確認する必要

被保険者、市区町村双方の負担に



効果

- 申請に係る被保険者の負担軽減
- 市区町村の事務負担軽減



生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し

提案主体: 船橋市

従
来

生活保護費返還金等の返還方法は、

- ・ 金融機関での納付書払い
- ・ 福祉事務所での窓口納付
- ・ 現金書留 等に限定



支障

債務者にとって利便性が低い



- ・ 日中は就労している等の理由から納付書払いが困難
- ・ 窓口納付では交通費がかかり、現金書留では郵便料金がかかる

見
直
し

提
案
実
現
後

地方公共団体の判断で、
生活保護費返還金等の
コンビニ納付が可能に



効果

- 債務者の利便性の向上
- 返還金等のより効率的・効果的な収納



2 これまでの提案募集方式の成果事例について

<まちづくり・その他 編>

提案主体: 酒々井町、全国町村会

従
来

都市計画を決定・変更するときの要件

- 市…都道府県知事と協議(同意不要)
- 町村…都道府県知事と協議(**同意必要**)



見
直
し

支障

同意を要する協議に時間を要し、
町村の自主性が十分に発揮できない。

○都市計画区域を有する市町村の状況

	市	町村	全体
①市町村全体の数	791	927	1718
②うち都市計画区域を有する市町村の数	786	566	1352
③割合	99.4%	61.1%	78.7%

※平成29年度都市計画現況調査 平成29年3月31日時点

提
案
実
現
後

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、**同意を廃止**



効果

- 協議手続きの円滑化により、**機動的なまちづくり**が可能に
- 地域の特性等を活かした、**より主体的なまちづくり**が可能に



路線バス停留所の利用に関する基準の明確化

提案主体: 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会

従
来

○路線バスの停留所から10メートル以内の部分については、当該路線バス等を除く車両の駐停車は禁止

○一定の条件下で、路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能であることが知られていない

支障

路線バスとコミュニティバス等の停留所が離れていて、円滑な乗り継ぎを行うことができない



見直し

提案
実現
後

都道府県警察を構成員とする地域公共交通会議等で認められた一定の停留所について、**路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能である旨を明確化・周知**



効果

路線バスとコミュニティバス等との乗り継ぎの利便性が向上

利用者の増加により、**地域公共交通の維持・確保に寄与**



提案主体: 名張市

従
来

公立社会教育施設は教育委員会の所管で、観光等を所管する首長部局とは所管が異なる

教育委員会

公立社会教育施設*

※博物館、図書館、
公民館等

首長部局

観光振興
地域振興
まちづくり
福祉・防災

支障

博物館等の公立社会教育施設を、観光・地域振興やまちづくりと一体的に活用することが困難



見
直
し

提
案
実
現
後

公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で**条例により、首長部局で所管することが可能に**

※その場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講ずることとする

効果

- 観光・地域振興を通じた地方創生
- 首長部局のノウハウ等活用による社会教育の振興

機動的で柔軟な地域づくりに貢献

災害援護資金の貸付制度の見直し (保証人不要、月賦償還、貸付利率の引き下げが可能に)

平成29・30年提案

法律改正等
規制緩和

提案主体:平成29年:岩泉町 平成30年:八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町、熊本市

従
来

- 災害援護資金を借りるには**保証人が必要**
- 貸付利率は法律により**3%に固定**
- 返済方法は**年払いか半年払いのみ**



早く生活を立て直したいのに、貸付を受けることができない…

見
直
し

支障

- 保証人を立てることが難しい
- 貸付利率が高く、借りることをためらう
- 年払いや半年払いは、月払いに比べ被災者に重い負担感

貸付の条件が被災者にとって厳しい

被災された方が使いやすい制度になりませんか…



提
案
実
現
後

地域の実情に応じ、**市町村が条例で貸し付け条件や返済方法を決定できるよう裁量を拡大**

- ・保証人を不要とすることが可能に
- ・貸付利率は年3%以内で条例で定める率とすることが可能に
- ・返済方法を年払い、半年払い、月払いから選択可能に

効果

地域の実情に応じた災害援護資金の貸し付け条件や返済方法の設定が可能となり、被災者の返済負担を軽減



きめ細やかな被災者支援へ

豚熱ワクチン接種について 民間獣医師による実施を可能とする見直し

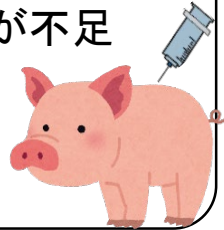
令和2年提案

指針改正
規制緩和

提案主体:長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県

従
来

- 豚熱の感染拡大に伴い、ワクチン接種推奨地域に該当する都道府県においてワクチン接種を実施
- ワクチン接種を実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、家畜防疫員が不足する場合には、民間獣医師を家畜防疫員として任用し対応



支障

所属団体における兼業禁止等の理由から、民間獣医師が都道府県職員への任用を断る場合がある

ワクチン接種を実施できる家畜防疫員を十分確保できず、継続してワクチン接種を実施することが困難に

見
直
し

提
案
実
現
後

家畜防疫員に加え、都道府県知事が適時性・適切性を認めて認定する民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能に

効果

豚熱のワクチン接種において、民間獣医師を十分活用することが可能となる



確実かつ継続的なワクチン接種の体制整備に寄与

寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の電子送付を可能とする見直し

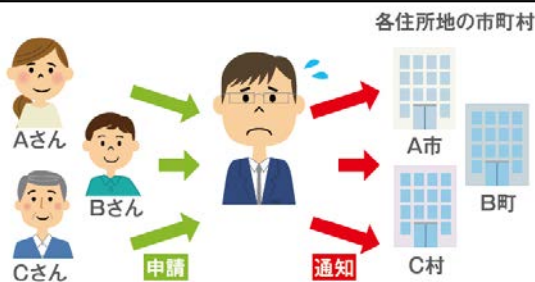
平成29年提案

省令改正
規制緩和

提案主体: 兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県

従
来

市町村は寄附金税額控除の申告特例の申請者1人につき、寄附金税額控除申告特例通知書を1枚作成し、申請者が居住する市町村に通知しなければならない



支障

通知書の作成・印刷に時間と経費がかかり、個人情報管理等の負担が大きい



見
直
し

提
案
実
現
後

地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して、申請者が居住する市町村へオンラインでの電子送付が可能に



効果

- 通知書作成に係る事務負担の軽減
- ペーパーレス化の実現により、通知書送付に係る郵送経費の軽減

事務の効率化と負担軽減

提案により業務効率化・事務改善等に関わった事例

- 提案募集方式の活用により、住民サービスの向上のみならず、事務の簡素化・効率化を図ることができる。
- 以下、過去の代表的な事例を掲載する。

① 補助金の事務手続の見直し等に係る提案

地方公共団体に対し、補助金の要綱等により過度な事務負担となる事務手続の簡素化・円滑化を求める提案等

- 医療施設等設備整備費補助金の**早期交付決定**
- 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の**年度当初からの事業実施を可能とすること**
- 災害等廃棄物処理事業費補助金の**申請における添付書類の削減**

② 地方公共団体のデジタル化の推進に資する提案

地方公共団体のデジタル化の推進を妨げる国の制度(法令解釈を含む)の見直しを求める提案等

- 社会資本整備総合交付金の申請等に係る**押印文書の電子化**
- 獣医師法に基づく**届出のオンライン化**
- 高等学校等就学支援金の支給に関する事務における**マイナンバー情報連携の対象情報の拡大**

③ その他、地方公共団体の事務の改善に資する提案

国の制度に基づき地方公共団体が行う事務の運用改善を求める提案等

- 法律等に基づく**計画策定に係る事務の運用改善**
- 利用者が転出入をした場合における**子育てのための施設等利用給付に係る算定事務の簡素化**

3 提案検討の際に参考となるツール等

地方公共団体・住民・大学等向けの研修等を更に展開

①研修（座学）



- 地方分権改革の必要性や提案募集方式の活用方法等について、座学学習を行います。
- 時間や内容はオーダーメイドで対応できます。（30分～1.5時間が目安）

②研修(座学+グループワーク)



- 座学後、専門分野が近い受講者に分かれ、グループワークを行います。
- 普段の業務から支障事例を発見し、提案化する体験ができます。

③大学講師派遣(ワークショップ)



- 地域の課題解決の手法の一つとして、提案募集方式の活用を考えるワークショップや、提案募集方式を学べる講義を受講できます。

④住民参加ワークショップ



- 地方公共団体の職員と地域住民が一体となり、地域の課題の解決を考えるワークショップを行います。
- 住民の意見を国の制度改正に反映することができます。

提案検討の支援ツールの充実



地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

- 提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。



地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 vol.1,2

- 提案募集方式を活用し、国の制度改正等が実現した地方公共団体の取組と住民サービス向上等の成果を多数取りまとめ。



政府インターネットテレビ

- 提案募集方式による住民サービス向上の事例の取材映像を交えながら、分かりやすく同方式を紹介。



地方分権改革e-ラーニング講座

- 地方分権改革の歴史や提案募集方式を、いつでも、誰でも学ぶことができる。有識者が分かりやすく解説。

提案募集方式の学習動画、成果事例動画の公開

<地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画>

- ・地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事例などについて、分かりやすく説明



学習動画の構成 (全体 約40分)

- 1 地方分権改革の考え方と提案募集方式の概要
- 2 これまでの提案募集方式の成果事例について
- 3 提案検討の参考となるツール等

<提案募集方式の成果事例動画>

- ・提案募集方式による制度改革で得られた成果事例について、現地取材映像等を交えて分かりやすく解説

①被災者の生活再建を後押し！ 罹災証明書の交付の迅速化



②農林漁業体験民宿業における 客室面積要件の緩和



③地方版ハローワークの創設



④工場の緑地面積率などに係る 地域準則条例の制定権限の移譲



提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中です。
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できますので、是非積極的に活用ください。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	福村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもに認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu0301ka.html

例

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容(提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする。	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu0301ka.html	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

地方公共団体の取組によって提案につながった特徴的な事例

○ 過去の提案募集においては、職員研修や内閣府の個別訪問を通じた意見交換等をきっかけとして提案に至った特徴的な事例がみられた。

① 県主催の市町職員研修で検討された支障を、県がとりまとめて簡易相談したことをきっかけに提案(白山市等)

取組概要

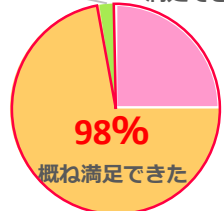
- 令和元年8月に開催された石川県内の市町職員向け研修で検討された支障事例を県がとりまとめて簡易相談を実施。その後、白山市が内閣府に事前相談。
- その結果、白山市を含む石川県内8市町の初めての共同提案につながった。



研修では、内閣府職員が講師を務め、業務経験が近い者同士で班分けすることにより支障事例や提案内容を深く議論することができた。

やや満足できない

満足できた



研修に対する満足度

白山市の担当者の声

- ・研修会での他市町職員とのグループワークによる課題の検討、意見交換はとても有意義だった。
- ・内閣府、石川県の担当者の方のサポートもあり、提案まで至ることができた。

② 内閣府の個別訪問の際に、日ごろの業務における支障について相談したことをきっかけに提案(生駒市)

取組概要

- 生駒市では、内閣府の個別訪問の際に、日ごろの業務で困っていた支障を提案募集で解決したいと内閣府に相談。内閣府では生駒市の意向を受けて、事前相談に向けて検討すべき事項の助言を実施。
- その結果、生駒市から初めての提案につながった。



生駒市の担当者の声

生駒市では、地形が急峻で、広範囲に点在する小規模農地が多いことから、農業委員会推進委員の現場での活動に大きな負荷がかかっている。

- ・農業者の高齢化が進む中、市内の遊休農地の解消は重要課題であり、推進委員の活動の改善は市の課題である。
- ・内閣府に相談・提案したことで推進委員の現場活動がより効果的になると期待している。

③ 人材育成の一環として提案募集に関する研修を実施し、その後簡易相談したことをきっかけに提案(旭川市)

取組概要

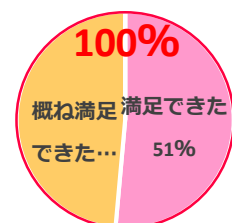
- 旭川市では、人材育成の一環として毎年実施している政策法務研修に、提案募集による地域課題解決ワークショップを導入し、定住自立圏を構成する近隣町との合同職員研修を実施。
- その後、内閣府に簡易相談した結果、旭川市から初めての提案につながった。



旭川市では人事課が主体となり、定住自立圏形成協定に基づく合同研修として本研修を実施した。

旭川市の担当者の声

- ・ワークショップで業務遂行に当たっての問題を洗い出し、意見交換することで、具体的な提案につなげることができた。
- ・内閣府職員と顔を合わせて質問することで、職員の制度活用への意欲的なハードルを下げることもできた。



研修に対する満足度

地方分権改革に関する情報を知りたい方は



ハンドブックや事例集がほしい



研修の講師やアドバイスをお願いしたい



提案募集方式の内容や、他の地方公共団体の取組を知りたい



こんな困りごとでも提案になるのか、まずは勘所を知りたい

お気軽に内閣府地方分権改革推進室までご連絡ください！

①個別案件に関する各種相談（簡易相談・事前相談・本提案）

⇒提案募集総括担当

電話：03-3581-2437

②提案募集方式の普及施策（研修や提案検討に係る支援ツール等）

⇒地方支援担当

電話：03-3581-2484

**内閣府地方分権改革推進室のHP、
Facebook、Twitter**においても
積極的な情報発信に努めています
ので、ぜひ、ご覧ください！

あなたも「地方分権改革の旗手」になりませんか？

①地方分権改革の旗手とは？

- 地方分権改革の旗振り役として、地方分権改革の推進に積極的に取り組んでいる地方公共団体の職員の方を、「地方分権改革の旗手」と呼んでいます。
- 旗手の皆様のネットワーク化をはかるため、内閣府と旗手及び旗手同士での改革の推進に向けた各種情報交換・交流などを行っています。

②旗手になるには、どうしたらよいですか？何をしたらよいのでしょうか？

- **旗手への登録は、地方分権改革推進室（地方支援班）へご連絡いただくだけです。以下へお気軽にご連絡ください！**
- 今日、学ばれた地方分権改革・提案募集方式について、職場の周りの皆さんにお伝えください。また、現場や所属で、今日の事情に合わない国の基準や不合理な規制などの支障や課題を把握したら、提案募集方式による解決を検討してみてください。

地方分権改革の旗手
募集中！

- 地方分権改革の旗振り役として、地方分権改革の推進に積極的に取り組んでいる地方公共団体の職員の方を対象に、「地方分権改革の旗手」に登録いただける方を募集しています。（令和4年1月1日現在 約200名の方が登録。）
- 地方分権改革に興味のある方、意欲のある方の、積極的なご参加をお待ちしています！
- 内閣府地方分権改革推進室（地方支援班）まで、ご連絡ください！
（電話）03-3581-2484

③旗手活動への支援などありますか？

地方分権改革推進室では、地方で活躍する旗手の方を支援するため、様々な取組を実施しています。

旗手の仕組みを活用した取組の例

“地方分権改革の旗手会議・旗手交流会”

「会議」と言っても、内閣府からの一方的な伝達場ではありません。

旗手の皆様の参考となるような他の団体の事例紹介や、旗手の皆様同士で意見交換をする旗手交流会などが中心の、意見交換・交流の場です。

最近では、WEB会議ツールでのオンライン開催が中心です。



【旗手交流会の様子】



【分権室の様子】

※そのほか、**メールマガジン「旗手通信」**なども配信しています。

本日のポイント（今後どうするか）

- ・ 自分の「何とかしたい」を箇条書きしよう → それが提案の種！
- ・ 住民サービスの向上のために自信をもって声をあげよう → 提案内容に大小はない！
- ・ 同僚・課内・関係部署と話そう → 広がりや、共感や更なる気づきを呼ぶ！

提案募集のメリット

- ・ 自治体や地域住民の**声**が**直接国**に届く
- ・ 多様化している**地域毎の実情**に沿った**課題**に対応
- ・ 内閣府が**提案実現**に向けて**全面支援**
提案内容の精度を高める検証、地方公共団体に代わって担当府省との直接調整
- ・ **予算不要**、閣議決定による実行の担保
- ・ 提案を考えることは課題の発見から解決までの**職務スキル**を身につける**チャンス**！

締めの一言：知らない使わないはもったいない